

昭和二十六年政令第二百五十四号

道路運送車両法施行令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第四項、第三十四条第二項、第九十九条及び第一百五十五条の規定に基き、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（軽車両の定義）

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第二条第四項の軽車両は、馬車、牛車、馬そり、荷車、人力車、三輪自転車（側車付の二輪自転車を含む。）及びリヤカーをいう。

（自動車登録番号標の封印等に関する離島及び市町村の指定）

第二条 法第十一条第一項の離島は、本土との隔絶の状態及び当該離島に使用の本拠を有する自動車の数を考慮して国土交通大臣が指定する離島とする。

2 法第十一条第一項の市町村は、自動車の使用の本拠の分布の状態を考慮して国土交通大臣が指定する市町村とする。

（譲渡証明書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第三条 自動車を譲渡する者は、法第三十三条第四項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該譲受人からの書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た自動車は譲渡する者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、譲渡証明書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該譲受人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（臨時運行の許可に関する町村の指定）

第四条 法第三十四条第二項の町村は、左に掲げる事項を考慮して国土交通大臣が指定する町村とする。

一 自動車の使用の本拠の分布の状態

二 臨時運行の許可の権限を有するもよりの行政庁の事務所の位置及びその行政庁のした臨時運行の許可に関する実績

（指定の告示）

第五条 国土交通大臣は、第二条又は前条の規定により指定したときは、その旨を告示する。

（特に必要な自動車の装置）

第六条 法第四十一条第一項第二十一号の特に必要な自動車の装置は、運行記録計及び速度表示装置とする。

（特定後付装置）

第七条 法第六十三条の二第二項の政令で定める後付装置は、タイヤ及び年少者用補助乗車装置（幼児その他の年少者を乗車させる際、座席ベルトに代わる機能を果たさせるため、又は座席ベルトの機能を確保するために座席に固定して用いる乗車装置をいう。）とする。

（検査記録事項の自動車登録ファイル等への記録）

第八条 登録自動車に係る法第七十二条第一項に規定する事項（以下「検査記録事項」という。）は、現在記録ファイルに記録する。ただし、当該記録した事項に係る自動車検査証記録事項が変更されたときは、変更前の自動車検査証記録事項に係る検査記録事項は、保存記録ファイルに記録する。

2 永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をした自動車に係る検査記録事項は、保存記録ファイルに記録する。

3 自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第七条から第八条までの規定は、自動車登録ファイルに検査記録事項を記録する場合について準用する。

4 自動車登録令第六條第一項及び第四項の規定は軽自動車検査ファイルについて、前三項の規定は軽自動車検査ファイルに検査対象軽自動車に係る検査記録事項を記録する場合について準用する。この場合において、自動車登録令第六條第四項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）」と、第二項中「永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をした」とあるのは「自動車検査証が返納された」と、前二項中「検査記録事項」とあるのは「検査記録事項その他国土交通省令で定める事項」と読み替えるものとする。

5 自動車登録令第六條第一項及び第四項の規定は二輪自動車検査ファイルについて、第一項から第三項までの規定は二輪自動車検査ファイルに二輪の小型自動車に係る検査記録事項を記録する場合について準用する。この場合において、第二項中「永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をした」とあるのは「自動車検査証が返納された」と、同項及び第三項中「検査記録事項」とあるのは「検査記録事項その他国土交通省令で定める事項」と読み替えるものとする。

6 自動車登録令第四十八条の規定は、法第六十条の三において準用する法第十八条第三項の規定により所有者の変更について軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録を受けようとする場合について準用する。（完成検査終了証に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第九条 法第七十五条第一項の申請をした者は、同条第五項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該譲受人からの書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た法第七十五条第一項の申請をした者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、完成検査終了証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該譲受人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（保安基準適合証等に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第十条 指定自動車整備事業者は、法第九十四条の五第二項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者からの書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た指定自動車整備事業者は、当該依頼者から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、保安基準適合証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該依頼者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第九十四条の五の二第二項において法第九十四条の五第二項の規定を準用する場合について準用する。

（登録情報処理機関の登録の有効期間）

第十一条 法第九十六条の五第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（登録情報提供機関の登録の有効期間）

第十二条の二 法第九十六条の十八第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（納付の有無の事実を確認する方法）

第十二条 法第九十七条の二第二項の納付の有無の事実の確認は、国土交通省令で定めるところにより、電磁的方法又はこれに準ずる方法により行うものとする。

（保安基準の規定を準用する自動車）

第十三条 法第九十九条の自動車は、十一人以上の人員を乗車させることができる設備を有する自動車とする。

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第十四条 法第二百一条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。

（権限の委任）

第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方運輸局長に委任する。

（この部分の具体的な各号のリストは省略されています）

この政令は、道路運送法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年二月一日）から施行する。

附則（平成十二年六月七日政令第三二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十二年六月七日政令第三三号）抄

（施行期日）
1 この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十二年二月八日政令第五〇七号）

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第一条から第八条まで及び第十一条の規定は、同年四月一日から施行する。

附則（平成十二年二月二日政令第五三三三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年二月一日）から施行する。

附則（平成十三年七月二六日政令第二五二号）抄

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十三年九月一二日政令第二九七号）抄

この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十四年七月一日）から施行する。

附則（平成十四年六月七日政令第二〇〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則（平成十四年九月四日政令第二九六号）抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十四年一月二七日政令第三四三三号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年六月四日政令第二四四号）抄

この政令は、法附則第一条ただし書の政令で定める日（平成十五年十月一日）から施行する。

附則（平成十五年六月一八日政令第二五九号）

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附則（平成十五年八月八日政令第三六八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第三十八条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年八月二九日政令第三九〇号）

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年二月三日政令第四八三三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十五年二月一〇日政令第四九五号）

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条本文の規定の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附則（平成十六年一月三〇日政令第一四四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十六年六月二三日政令第二一一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附則（平成十七年五月二〇日政令第一八〇号）

この政令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年五月二十五日）から施行する。

附則（平成十七年五月二七日政令第一八七号）

（施行期日）
第一条 この政令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十二月二十六日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法の施行前に改正法第一条の規定による改正前の道路運送車両法第三十三条第一項の規定により自動車の譲受人に譲渡証明書交付した者（次項において「譲渡証明書交付者」という。）は、改正法附則第二条第一項の規定により当該譲渡証明書に記載されていた事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該自動車の譲受人の書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た譲渡証明書交付者は、当該自動車の譲受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があったときは、登録情報処理機関に対し、当該譲渡証明書に記載されていた事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該自動車の譲受人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第三条 改正法の施行前に改正法第一条の規定による改正前の道路運送車両法第七十五条第四項の規定により完成検査終了証を発行し、これを自動車の譲受人に交付した者（次項において「完成検査終了証交付者」という。）は、改正法附則第四条の規定により当該完成検査終了証に記載されていた事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、改正法第一条の規定による改正後の道路運送車両法第七条第一項又は第五十九条第一項の申請をする者（次項において「申請者」という。）の書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た完成検査終了証交付者は、申請者から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があったときは、登録情報処理機関に対し、当該完成検査終了証に記載されていた事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、申請者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附則（平成十八年三月三一日政令第一五九号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成十八年三月三一日政令第一六一号）抄

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成十八年三月三一日政令第一六五号）抄

この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月三一日政令第一六七号）抄

この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成十八年五月一九日政令第一九八号）抄

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成十八年九月二六日政令第三一七号）

この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定（同法第二条中道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十一条第二号の改正規定（及び二輪の小型自動車）を加える部分に限る。）及び道路運送法等の一部を改正する法律附則第十一条の規定を除く。）の施行の日（平成十八年十一月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月三一日政令第一五九号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成十八年三月三一日政令第一六一号）抄

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成十八年三月三一日政令第一六四号）抄

この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月三一日政令第一六五号）抄

この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月三一日政令第一六七号）抄

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成十八年五月一九日政令第一九八号）抄

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成十八年九月二六日政令第三一七号）

この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定（同法第二条中道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十一条第二号の改正規定（及び二輪の小型自動車）を加える部分に限る。）及び道路運送法等の一部を改正する法律附則第十一条の規定を除く。）の施行の日（平成十八年十一月一日）から施行する。

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成十九年三月三〇日政令第一〇号）抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成十九年一〇月一七日政令第三一三三号）抄

この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十九年十一月十八日）から施行する。

附則（平成二〇年三月二八日政令第八二二号）抄

この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

附則（平成二二年三月三一日政令第一一一号）抄

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年九月一日政令第二四〇号）抄

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附則（平成二二年三月二五五政令第四一〇号）抄

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二六年一月二四日政令第一六六号）抄

この政令は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二六年二月一九日政令第三九号）抄

この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附則（平成二六年一月六日政令第三五六号）抄

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十日）から施行する。

附則（平成二七年二月四日政令第三五八号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年一月二六日政令第三九二二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）
第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附則（平成二七年二月二四日政令第四三三三号）抄

この政令は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年二月一日）から施行する。

附則（平成二八年一月二二日政令第一一〇号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一月二二日政令第一三三三号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一月二六日政令第二一〇号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月九日政令第五七五号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二五五政令第七八八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三〇日政令第八六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年二月二六日政令第三九六号）抄

（施行期日）
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年二月一七日政令第二二二二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年六月二四日政令第一五九号）抄

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十号）の施行の日から施行する。

附則（令和元年五月二四日政令第一四四号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一月三一日政令第二一〇号）抄

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年八月五日政令第二三八号）抄

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年十一月二十三日）から施行する。

附則（令和二年一月一日政令第三二二二号）抄

この政令は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十七日）から施行する。

附則（令和四年五月二〇日政令第一九五号）抄

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和五年一月一日）から施行する。

附則（令和五年七月二一日政令第二四六号）抄

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十月一日）から施行する。